

経済要録

国 内

◆ 7~9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、7月17日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

62年4~6月のM2+C D平残の前年比伸び率(速報)は、+10.0%と前期(+8.8%)に比べ上昇。

7~9月については、10%前後の伸び率で推移する見通し。

◆ 財政制度審議会の「62年度補正予算の編成についての報告」

財政制度審議会は、6月22日総会を開催して「62年度補正予算の編成についての報告」を了承し、大蔵大臣に提出した。報告書の主な内容は以下のとおり。

1. 基本的考え方

(1) 財政が依然として極めて厳しい状況にあることはいうまでもないが、現在わが国の置かれている内外の経済環境にかんがみれば、今回の補正予算については、臨時緊急の対応としてやむをえないものと理解する。

ただ、今回の措置が安易な財政運営への道を開き、これまで続けてきた財政体質改善努力を水泡に帰せしめることのないよう、今後とも財政再建のための努力を続けることを強く希望する。

(2) 補正予算の編成にあたっては、引き続き財政体質の健全化へ向けて厳しい取組みが求められる現在、安易な公債依存は厳に慎むべきである。したがって、特例公債の追加発行を回避するために61年度の剰余金の一部を補正予算の不足財源に充当することもやむをえないと考える。また、以下に述べる日本電信電話株式会社株式の売却収入の活用を図りつつ、建設国債といえども増発については可能な限り抑制することが必要である。

2. 日本電信電話株式会社株式の売却収入の活用

(1) 建設国債の増発を可能な限り抑制しつつ、現下の経済情勢に緊急に対処するため、当面、日本電信電話株

式会社(NTT)株式の売却によって国債整理基金に蓄積された資金の一部を活用して社会资本の整備の促進を図ることとし、そのための所要の立法措置を臨時の講ずることも考えられてしかるべきである。

(2) この場合、国民共有の貴重な資産である日本電信電話株式会社株式の売却収入は最終的には国債の償還財源に充てられるべきものであることから、補助金や減税財源として費消することは許されず、これを社会资本の整備のような国民の資産の形成に資する事業に活用する場合においても、その方式としては貸付の財源とすることが必要であり、また、財源の一時性からみて、その対象についても緊急に整備する必要のある事業とすべきである。

(3) 具体的な国債整理基金の資金の活用にあたっては、日本電信電話株式会社株式の売却は、市場の動向に照らし市場価格を基本として行われるものであり、売却時期および売却収入の面において必ずしも確定的な財源でないことにかんがみ、国債整理基金の円滑な運営に支障を生じない範囲内において、現実に売却により得られた収入の一部の活用に限定されるべきである。

◆ 62年度一般会計補正予算案等の閣議了解について

政府は、6月23日、62年度一般会計補正予算案(表1)ならびに同財政投融資計画改定案(表2)を閣議了解した。

(表1)

62年度一般会計補正予算案

(単位・億円)

		歳出増減 (△)額	備考
歳 出	公共事業等の追加	13,585	
	一般公共事業	8,000	
	災害復旧事業	3,435	
	その他の施設費	2,150	
	産投特会へ繰入れ	4,580	61年度NTT株式売却収入による無利子融資制度に充当。
	政府調達の追加	1,011	
既定経費の節減	義務的経費の追加	2,900	住宅・都市整備公団補給金1,790、中小企業対策費414、経済協力特別対策費183、国債費505等。
	合 計	△ 1,283	国債費(歳券割引料、国債利子)の節減等。
合 計		20,793	

		歳入増減 (△)額	備考
歳 入	国 債	13,600	
	建 設 国 債	13,600	公共事業追加見合いの増発。
	特 例 国 債	—	
	税 外 収 入	3,163	NTT株式売却収入活用の無利子融資制度として国債整理基金特会より受入れ4,580等。
	前年度剩余金受入れ	4,030	
合 計		20,793	

(表2)

62年度財政投融資計画改定案

(単位・億円)

区 分	62年度当初計画	追 加 額	追加後計画
財 政 投 融 資	310,813	12,452	323,265
財 政 投 融 資 計 画	270,813	8,452	279,265
國立病院特別会計	414	27	441
國立学校特別会計	340	110	450
國営土地改良事業特別会計	1,313	160	1,473
国有林野事業特別会計	2,550	8	2,558
郵政事業特別会計	344	12	356
住 宅 金 融 公 庫	41,640	7,000	48,640
森 林 開 発 公 団	183	20	203
日 本 道 路 公 团	17,742	680	18,422
首 都 高 速 道 路 公 团	2,104	140	2,244
阪 神 高 速 道 路 公 团	1,781	80	1,861
本 州 四 国 連 絡 橋 公 团	2,239	20	2,259
日 本 鉄 道 建 設 公 团	2,450	80	2,530
水 資 源 開 発 公 团	1,214	115	1,329
そ の 他 の 財 投 機 関	196,499	—	196,499
國 債 引 受	40,000	4,000	44,000

◆臨時行政改革推進審議会の小委員会報告について

臨時行政改革推進審議会(大槻文平会長)は、7月2日、「当面の行財政改革の推進に関する基本的方策について」と題する小委員会(瀬島龍三委員長、中川幸次主査)報告書を公表した。報告書の主な内容は以下のとおり。

I 行政改革、財政再建の基本的考え方

1. 行政改革と財政再建

「増税なき財政再建」は、行政改革推進のためのことで重要な役割を果たしてきた。もとより財政運営にあたっては、その時々の内外の諸情勢に機動的に対応する必要がある。しかしながら、いかなる場合にあっても、財政の出動を理由に行政改革を後退させたり、財政再建の努力を放棄するようなことがあってはならない。

2. 内外諸情勢の変化と内需拡大の必要性

最近、黒字幅が幾分縮小し、国内景気も底を打った気配がみられるが、内外の不均衡の是正は、依然としてわが国の経済運営においても、また世界経済の調和ある発展からみても重大な課題となっている。こうした事態に対処するには、米国の財政赤字縮減をはじめ、国際的な政策協調が不可欠であるが、わが国としては、率先して内需拡大と規制緩和を進めるとともに、円高差益の還元をより一層推進すべきである。

3. 内需拡大と財政再建

(1) 内需拡大を図るにあたって、その起爆剤として財政面からの刺激が重要である。依然として財政は厳しい状況にあるが、行政改革の一環として実施された電電公社の民営化等により、臨時のとはいえ、政府は新たな財源を得ることとなった。この財源の一部を適切に活用すれば、財政再建を阻害することなく、財政面からの必要な施策を行うことが十分可能である。

(2) このような財政面からの対応をとるにあたっては、地価、物価への配慮が緊要であり、住宅、社会資本の充実のために土地問題の解決が不可欠である。

(3) 内需を中心とする持続的な経済成長を図るために、規制緩和等による民間活力の發揮がより重要であり、その一つの側面として市場アクセス改善は、対外摩擦の緩和に役立つ。

II 当面の行財政改革の推進方策

1. 昭和63年度予算編成に向けての基本的方針

(1) 昭和63年度予算編成にあたっては、行政改革、財政再建の基本路線を堅持し、引き続き、すべての行政分野について聖域を設けることなく既存の制度・施策を抜本的に見直し、歳出の削減合理化を進める。このため、概算要求の段階から経費全般にわたり厳しい概算

要求基準を設定し、経常的経費について前年度と同様の基準とするなど、各省庁の改革努力を促す。

これにより、特例公債依存体質からの早期脱却に向けて特例公債発行額の縮減を図るとともに、全体としての公債依存度の引下げに努める。

(2) 臨時・緊急の措置として公共投資等の拡大を行う。

これについては、N T T 株式売却収入の一部の活用によることとし、上記による概算要求基準は適用しない。

(3) 税制について、社会経済情勢の変化を踏まえ、公平・簡素・中立の基本的視点に立って、所得、資産、消費の間に適切な課税のバランスを確保する等速やかにその抜本的改革を推進する。

2. 公共投資の重点化、効率化等

公共投資の実施にあたっては効率性を確保することがとくに重要であり、事業費配分、事業採択について、厳しい事業優先度の選択を行い、重点化、効率化を図る。

3. 制度・施策の改革合理化

行政の制度・施策について、引き続き、行政の責任領域を見直し、改革合理化を進めていく必要がある。このため、臨調・旧行革審の答申・意見の趣旨に沿って、未実施事項または一部実施にとどまっている事項を実施する等、その積極的な推進を図る。

4. 組織、事務・事業等の合理化・効率化

行政の組織、事務・事業等について、引き続き合理化・効率化を推進する必要がある。このため、臨調・旧行革審の答申・意見の趣旨に沿って、未実施事項または一部実施にとどまっている事項を実施する等、さらにその積極的な推進を図る。

◆大蔵省の「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」について

大蔵省は、6月4日「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」を公表した。本資料は、5月初日の日米首脳共同声明で「日本の金融市場の自由化に向けての一層の措置」がうたわれたことをも踏まえ、当面のわが国の金融・資本市場の自由化、国際化の具体的方策を内外に示すため取りまとめられたもので、その概要は下表のとおり。

内 容	実施時期
1. 預金金利自由化の一層の推進 ・MMC最低預入単位の引下げ(2,000万円→1,000万円)、大口定期預金の最低預入期間の短縮(3か月→1か月) ・小口預金金利自由化のための小口MMC創設等の検討	62年10月 —
2. 短期金融市场の拡充等 ・コマーシャル・ペーパー(CP)市場の創設 ・短期国債(TB)、政府短期証券(FB)の最低取引単位の引下げ(1億円→5,000万円) ・外国中央銀行等主権免税機関の取得するTB・FBについての取得時源泉税還付方式の導入 ・インターバンク市場の整備・拡充	62年8月 62年夏 —
3. 先物市場の整備・拡充 ・一般居住者の海外金融先物市場への参加実現(金融機関は5月に解禁) ・株価指数先物取引、証券オプション取引導入に向けて準備 ・通貨、預金等の先物市場創設に向けて準備	63年中 —
4. 資本市場の整備 ・国内債の格付制度の導入 ・一括登録制度導入等ディスクロージャー制度の改善 ・株券等の保管・振替制度の具体化、公社債市場のマーケットメイクの拡充等証券流通市場の一層の整備	62年7月 63年中 —
5. 金融機関の業務の自由化・弾力化 ・住宅ローン債権の流動化の促進 ・居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化 ・金融のエレクトロニクス化への対応	— — —
6. 銀行監督の国際協調と銀行の自己資本の充実	—
7. 金融機関の業務分野に関する問題の検討 ・長短分離、信託分離等の諸問題について、金融制度調査会専門委員会における問題点の整理 ・銀行・証券の業務分野についてのあり方の見直し	62年中 —
8. 外国金融機関のアクセス改善 ・東京証券取引所における会員定数の拡大 ・20年利付国債の発行方式の切替え(シート方式→公募入札方式)、10年利付国債についての引受額入札方式(発行額の一定割合を入札方式により追加引受け得る仕組み)の導入 ・外国証券会社の日本進出への速やかな免許の付与 ・投資顧問会社の投資一任業務にかかる認可	62年秋 — 62年6月

◆大口定期預金、MMC、CDの規制緩和について

大蔵省は、6月17日、大口定期預金、MMCおよびCDの規制緩和に関し、銀行局長通達および事務連絡を発出した。

今回の通達は、今秋10月5日以降、大口定期預金、MMCおよびCDにつき自由化を進めるもので、主な内容は以下のとおり。

1. 大口定期預金

- (1) 預入期間の弾力化(現行「3か月～2年」→「1か月～2年」)
- (2) 期限後利息の変更(現行「無利息」→「普通預金金利以下」)
- (3) 中途解約レートの変更(現行「普通預金金利以下<3

か月未満>」→「各行があらかじめ届け出た金利、普通預金金利のいずれか低い金利<1か月未満>」)

2. MMC

- (1) 最低預入金額の引下げ(現行「2千万円」→「1千万円」)
- (2) 預入枠の撤廃(現行「自己資本の300%」→「撤廃」)
- (3) 期限後利息の変更(現行「無利息」→「普通預金金利以下」)
- (4) 中途解約レートの変更(現行「1か月未満……無利息、1か月以上1年未満……普通預金金利以下、1年以上……中途解約にふさわしい利率」→「6か月未満……普通預金金利以下、6か月以上……中途解約にふさわしい金利として各行があらかじめ届け出た金利」)

3. C D

発行枠の撤廃(現行「自己資本の300%」→「当分の間撤廃」)

4. 実施日は上記1~3とも10月5日

◆大証「株先50」の取引開始について

6月9日、わが国初の株式先物市場である「株先50」の取引が大阪証券取引所において開始された。その概要是以下のとおり。

1. 市場参加者 82社(大証正会員証券会社60社、遠隔地会員証券会社22社)

2. 取引の仕組み

(1) 取引対象 50銘柄(1銘柄1,000株、関電のみ100株)で構成されるパッケージ

(2) 売買単位 1パッケージ(50単位の合計)を1単位として売買

(3) 決済期限 3、6、9、12月の各15日。最長1年3か月(5限月)

(4) 値幅制限 前日終値比上下3%を基準として定める。

(5) 決済方法 反対売買による差金決済。反対売買しなかったものは現物50銘柄の受渡し

(6) 委託手数料

約定代金のうち	3億円以下の金額につき	3億円超10億円以下の金額につき	10億円超30億円以下の金額につき	30億円超の金額につき
料率	0.09%	0.07%	0.05%	0.03%

(7) 税金

		取引所税	有価証券取引税 (現物受渡しの場合)
取引種類	売り	万分の20	万分の55
取引種類	買い	万分の20	—

(8) 証拠金

委託証拠金(顧客→証券会社、約定価格の9%。うち3%は現金、残りは有価証券による代用も可)

売買証拠金(証券会社→取引所、最初の清算値段×50,000×6%)

◆金融機関の株式信用取引の認可について

大蔵省は6月25日、全国銀行、相互銀行、信用金庫に対し、一定の範囲内で株式の信用取引を行うことを認めた。これは株価変動全般に対するリスクヘッジ手段として、①5月22日以降株価指数を含む海外金融先物取引、②6月9日以降大証における「株先50」への参加を認めたのに続き、個別銘柄の株価変動に対するリスクヘッジ手段を与えることを企図したもの。その概要は以下のとおり。

1. 対象となる株式の信用取引は、保有株式にかかる売付けおよび当該売付けの決済のために行う買付けとする。

2. 株式の信用取引による売付けを行う場合の限度は、原則として次のとおりとする。

(1) 年度間の信用取引による売付株式数合計は、前年度末の保有貸借銘柄の株式数合計の100分の20の範囲内とする。

(2) 個別銘柄の信用取引による売付株式数は、常時、保有株式数の100分の50の範囲内とする。

◆投資顧問業者に対する投資一任業務の認可について

大蔵省は6月10日、投資顧問業法(61年5月成立、同11月施行)に基づき、投資顧問業者56社(銀行系15社、証券系14社、生損保系9社、外資系17社、その他1社)に対し、投資一任業務にかかる認可を行った。

◆無担保コール取引の多様化について

短資協会は、6月24日、無担保コール取引につき2~6日物を創設し、7月1日から取引を開始する旨、発表した。

この結果、無担保コール取引は有担保コール取引と同様、オーバーナイト物、2日・3日・4日・5日・6日・7日物、2週間物、3週間物の9種類(なお既存のマイクエンド物は新設の期日物に吸収)となる。

◆「金融制度調査会・今後の消費者信用のあり方に関する専門委員会」の報告書について

金融制度調査会(大蔵大臣の諮問機関、佐々木直会長)は7月14日総会を開き、「今後の消費者信用のあり方に関する専門委員会」(委員長、徳田博美野村総合研究所所長)がとりまとめた中間報告「消費者信用のあり方について」を了承し、大蔵大臣に提出した。同報告に盛込まれた提言の概要は以下のとおり。

1. 消費者信用市場の展望と基本的課題

消費者信用市場の健全な発展を促していくためには、
①消費者保護を常に念頭におくとともに、②信用供与機
関間の自由かつ公正な競争を促進するべきである。

2. 金利規制のあり方

(1) 消費者信用市場の金利について

- ① 今後、より広い範囲の個人が一層低い金利で借入
れを行うことができるよう、消費者信用市場の発展
を促していくためには、個人信用情報システムの整
備、与信業者による資金調達の円滑化等と並んで、
信用供与機関の各業態間の競争の促進を図ることが
重要である。
- ② 消費者信用取引においては、借入者側の資金需要
が緊急を要する場合も多く、また少額、短期の借入
れでは、借入者の金利負担の実感が薄いといった特
殊性があり、これを考慮すれば不当に高率な金利を
禁止するために、法的規制が必要であると考えられ
る。
- ③ ただし、金利規制にあたっては、実質的に信用供
与機関の業態ごとに金利規制が異なる結果、消費者
信用市場における自由かつ公正な競争が阻害され、
消費者が不当な金利負担を負うことのないよう適切
な配慮を払う必要があると考えられる。
- ④ 今後、金利動向をも見極めつつ、消費者信用にか
かる金利規制の緩和についてさらに具体的な検討を
進めいくことが望ましい。

(2) 出資法上の上限金利について

今後出資法上の上限金利(54.75%)ができるだけ早
期に本則金利(40.004%)にまで引下げ、金利水準の低
下を促すことが望ましい。ただし、本則金利への移行
時期については、諸般の事情を勘案しつつ、本専門委
員会において改めて審議を行う必要があると考えられ
る。

3. クレジットカードの機能の多様化をめぐる問題

銀行および銀行系クレジットカード会社等の発行する
クレジットカードについては、割賦販売法上の登録が認
められず、これらが発行するクレジットカードにはリボ
ルビング方式を含む分割返済機能が付与されていない。

リボルビング方式に基づくカードの分割返済機能につ
いては、これを割賦販売法上の販売信用としてとらえる考
え方と銀行法や貸金業規制法等に基づく貸付信用として
とらえる考え方の二通りがあるが、いずれにせよ、クレ
ジットカード機能の高度化は、今後消費者ニーズの多様
化に伴い、不可避的に進展していく世界的な潮流である
と考えられる。わが国においてもこうした状況を的確に

認識し、行政当局は上記二通りの考え方を踏まえリボル
ビング方式および総合方式の分割返済機能に関する現在
の取扱いについて見直しを図るべきである。

4. 個人信用情報をめぐる問題

個人信用情報システムの機能を最大限に発揮するため
には、各信用情報機関相互間で情報の交流を行い、さら
にこれを通じて各機関の情報内容、システム、運用基準
等の歩調を揃えていくという方策が妥当。

一方で、個人信用情報機関および各信用供与機関は、
従来以上にプライバシー保護に取組む必要がある。

5. 消費者信用市場への資金供給をめぐる問題

(1) 金融機関による消費者信用市場への資金供給

貸金業規制法を遵守し業務の適正化を図っている与
信業者に対しては、消費者信用市場の健全な育成を図
るためにも、金融機関により適切な資金の供給が行わ
れることが望ましい。

(2) 企業内容の開示

貸倒債却基準の明確化を含め可能な限り体系的な経
理基準が確立され、これに基づき企業内容の開示が行
われることが望ましい。行政当局においても、各業界
の自主的な取組みを推進する方向で指導を行っていく
ことが重要である。

(3) 与信業者による資金調達

与信業者による社債発行の問題については、低利の
資金調達手段の確保および信用秩序維持の双方の観点
から十分に検討が行われるべきである。なお、与信業
者が株式上場を行い良質な資金の調達を図っていくこ
とも今後の方向であると考えられる。

6. 消費者信用に関する法体系の整備

今後、可能な限り消費者信用にかかる各種の法律につ
いて規制および監督体制の整合性を確保していく必要が
ある。また、これをさらに進め、消費者信用に関し今後
生ずるであろう種々の問題をも踏まえた「総合的な」、
かつ取引形態により取扱いの異なることのない「統一的
な」法律の制定に向けて引き続き検討が行われるべきであ
る。

7. 消費者教育

多重債務の発生を未然に防止し、消費者信用市場の健
全な育成、発展を図るためにには、消費者自身が自己責任
に基づき合理的かつ計画的に借り入れを行うことが求めら
れる。こうした意識を広く定着させていくためにも消費
者教育が不可欠であり、信用供与機関による説明、政府
広報、学校教育等による啓もうを図ることが重要であ
る。

8. 消費者救済制度

消費者救済のための機関(カウンセリング機関)の運営にあたっては、迅速な対応および公正な債務整理に努めることがとくに重要である。また、このほか行政機関、関係業界等においても各種の相談・救済体制がとられており、今後、これらの相談等の業務が一層効率的に機能するよう行政当局においても引き続き適切な対応を図っていく必要がある。

◆抵当証券研究会の報告書について

抵当証券研究会(大蔵省銀行局長・証券局長、法務省民事局長の私的諮問機関)は、6月11日抵当証券取引の改善、購入者保護を図るため、「抵当証券取引について」と題する報告書をとりまとめ、公表した。同報告書の具体的な提言内容は以下のとおり。

1. 法整備の必要性

悪質業者の参入防止、購入者保護のため、抵当証券業者の開業規制、行為規制、行政当局による監督等を含んだ法制の整備が必要である。

2. 開業規制の導入

営業の自由を尊重しつつ、購入者保護の実効を高めるために、登録制の採用が望ましい。

3. 保管機関の設立

抵当証券会社によるカラ売り等の不正を防止するため、販売した抵当証券の抵当証券会社による自社保管を禁止するとともに、抵当証券の保管を行う第三者機関の設立が検討されることが適当である。

4. 行為規制の導入

行政当局は、抵当証券会社に対し勧誘・広告に関する

規制、書面交付の義務付け、販売した抵当証券や抵当証券会社に関する書類縦覧の義務付け、営業報告書作成・提出の義務付け等を行うとともに、立入検査その他所要の監督等を行うことができるものとすべきである。

◆長期国債の発行条件改定

政府は長期国債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した(7月3日決定)。

長期国債の発行条件

	変更後	変更前
表面利率(%)	4.3	3.9
発行価格(円)	97.50	99.50
応募者利回(%)	4.666	3.969

◆割引国債の発行条件改定

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した(7月3日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	81.00	82.75
応募者利回(%)	4.304	3.859

◆住宅金融公庫の貸付金利引下げ

住宅金融公庫は、貸付金利(個人住宅向け)を0.5%引下げて4.2%とし、4月24日に遡及して実施した(6月19日決定)。